

申 立 書

年 月 日

栄町長 様

所有者 住 所
氏 名 印
電 話

このたび、私が建築し、又は取得しました下記の家屋は現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

家 屋 の 表 示	所在地	千葉県印旛郡栄町
	家屋番号	
家 屋 の 住 居 表 示	千葉県印旛郡栄町	
入 居 予 定 年 月 日	年 月 日	
現 在 の 家 屋 の 処 分 方 法	(1) 解体 (2) 売却 (3) その他 ()	
入居が登記後になる理由		

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。